

練馬区教育委員会と_____との保育実習生受入れに関する協定書

練馬区教育委員会（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、乙が甲に派遣する学生（以下「実習生」という。）の実習に関して、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、乙が、乙の実習生受入れ関連科目の履修生を実習生として甲に派遣し、甲が実習生に対し、実践的な就業体験の保育実習を実施するために必要な事項を定める。

（保育実習生受入れの目的）

第2条 実習生は、練馬区立保育園における保育実習を通して、保育士業務と保育行政について学習し理解を深めることとする。また、実習生の教育を行うことを通して、練馬区立保育園職員の能力開発および職場の活性化につなげる。

（実習生の決定）

第3条 実習生は、乙からの推薦に基づき、甲乙協議のうえ決定する。
実習生は、甲が別に定める誓約書を提出しなければならない。

（実習生の身分および服務）

第4条 実習生は、実習期間中、乙の学生の身分を有する。
実習生の服務は、甲の定めを準用し、実習中は、甲の指示にしたがって保育実習に専念するものとする。
実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。
実習生は、実習中に知り得た秘密を、実習中および実習終了後においても、第三者に漏らしてはならない。
乙は、保育実習の開始に先立ち、実習生に対し、前項の規定による守秘義務に係る内容についての教育を行うものとする。

（実習の施設ならびに期間および時間）

第5条 実習の施設ならびに期間は、甲乙協議のうえ決定する。実習時間は、原則として甲の勤務時間内とする。

（実習の経費）

第6条 実習に係る経費（交通費、食費等）は、全て実習生が負担する。

（報酬および費用弁償等）

第7条 甲は、実習生から提供された役務に対して、報酬等一切の金品を支給しない。
（被害補償）

第8条 実習生は、「学生教育研究災害傷害保険（保育実習活動賠償責任保険の補償を含む。）」等に参加していなければ、保育実習に参加することができない。

実習生が実習中に被った被害に対する補償は、乙および実習生の責任において対応するものとする。

(損害賠償)

第9条 実習生が故意または重大な過失によって甲または第三者に損害を与えた場合には、乙および実習生は、甲または損害を受けた第三者に対して連帯して責任を負うものとする。

(実習証明)

第10条 乙が実習生の実習内容について証明を求めたときは、甲は、これを証明するものとする。

(実習の中止)

第11条 実習生が第3条に定める誓約書に反する行為を行った場合、実習生の疾病等により実習の継続が困難であると甲が判断した場合および甲または乙に実習の継続が困難な事態が発生した場合には、甲は実習を中止することができる。

前項の場合においては、甲は乙に速やかに通知する。

(協定書の有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日の翌日からその年度の末日までとする。

(その他)

第13条 この協定書に定めのない事項、疑義が生じた場合、および改正の必要が生じたときには、甲乙協議のうえ決定する。

この協定書は2通作成し、甲と乙が署名捺印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区教育委員会教育長

乙